

8月2日現在

産地づくり交付金に関する Q&A

【ハウスの導入について】

問1

すでに園芸用ハウスが建っているが、そこに設備を導入する場合はハウスの付帯設備となるのか。

回答

この場合は付帯設備とはならない。

ハウスの付帯設備はハウスと同時に設備を導入する場合を対象とし、すでに別事業でハウスを建てたあとに設備を増やす場合については付帯設備とされない。

付帯設備とはならないが、一般の機械設備の導入として補助対象となる。

ハウスを自費で建てる場合、ハウスの付帯設備については補助事業を活用することができる。

問2

園芸用ハウスの付帯設備には何が入るのか。

回答

1. ハウスを作るときに給水設備や整地を行うことは付帯設備として補助対象とする。
2. ハウス導入時に防鳥や防風ネットをあわせて導入する場合については、農業共済組合（農済）の補償の対象となるものについては補助対象とする。（基本的に防鳥や防風ネットは補助対象外となる。）

問3

ハウスの防鳥や防風ネット、遮光資材の張り替えは補助対象となるか。

回答

1. 張り替えの場合、ハウスのビニールの張り替えについては対象となる。
2. 防鳥や防風ネット、遮光資材の張り替えについては、農業共済組合（農済）の補償の対象となるものについては補助対象とする。（基本的に防鳥や防風ネットは補助対象外となる。）

8月2日現在

問4

ハウスを導入する場合は農済などの保険に入る必要があるのか。

回答

ハウスの導入時には農済などの保険に加入をお願いするが、加入そのものは任意とする。

問5

園芸用ハウスとして導入したが、水稻の育苗ハウスとして使ってもよいか。

回答

使用できない。もし水稻の育苗用ハウスとして活用したことを発見した場合は目的外利用とし、補助金の全額返還を求める。

問6

園芸用ハウスで交付対象作物以外を作付けすることは可能か。

回答

出荷目的の作物の副次的に交付対象外の作物を作ることはできない。

【ハウスの導入・機械設備の導入 共通】

問7

野菜を出荷しているが、農協に出荷していない、または野菜を現在出荷していない場合はこの事業を活用することは可能か。

回答

活用できる。農協以外の業者に出荷している場合は出荷記録を提出する。今後出荷する場合は、実績報告書に出荷記録をつけて提出する。

問8

個人で申請したのち部会を活用して施設や設備を導入することは可能か。

回答

可能である。

8月2日現在

問9

個人で同一年度内においてハウスと機械を両方申請することは可能か。

回答

可能である。

問10

複数の部会（例：花木部会と果樹部会）に所属している場合、どちらでも申請することは可能か。

回答

部会申請の場合は、花木部会と果樹部会の両方で申請することができる。

問11

年度末の実績報告について。

回答

実績報告書のほか、機械については適切に使用されていることを確認するため、写真等の提出を求める。また、必要に応じて事業の遂行状況報告を求めることがある。

【機械・設備の導入について】

問12

汎用性のある機械とは何か。

回答

水稲の作付に転用できるような機械、一般的に農業以外の用途に使用できる機械が対象となる。

問13

スマート農業は何が該当するか。

回答

農林水産省が作成したスマート農業技術カタログ（施設園芸）（令和4年4月更新）を参照し、該当する技術の概要を対象とする。